

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-1)

別紙1

施策名	目標1-1地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室 地球温暖化対策課			作成責任者名 (※記入は任意)	低炭素社会推進室 室長 土居 健太郎 研究調査室 室長 辻原 浩 地球温暖化対策課 課長 和田 篤也	
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進					
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。			目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	(参考) 12億6,100万	(参考) 1,990年	(参考) 2億1,180万	2050年	-	-	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされているため。	
2											
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
3 世界全体での低炭素社会の構築推進	-	-	-	-	研究成果の国際科学雑誌での発表	成果のとりまとめと国内外向けの発信・アジアへの展開	IPCC第5次評価報告書への貢献・アジアへの展開	アジアへの展開	アジアへの展開	低炭素社会研究に係る国際ネットワークの活動成果を順次発信し、IPCC第5次評価報告書等に貢献する。また、アジアという世界でもっとも急速に成長している地域に焦点をあて、低炭素社会の構築を推進する。	
4 気候変動影響評価、適応策の推進	-	-	-	-	「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート」作成	気候変動影響評価等小委員会による審議	小委員会における審議結果のとりまとめ	国全体での適応策の実施及び地方支援	国全体での適応策の実施及び地方支援	気候変動の影響評価、適応策を推進する。平成25年度は、気候変動影響評価等小委員会において既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価について審議する。これらの知見をもとに平成26年度以降は国全体での適応計画を策定・実施するとともに、地方自治体の適応策実施を支援し、適応策の効果的な推進に努める。	
測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
5											
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度									

<p>地球温暖化対策推進法施行推進経費 (1) (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>27 (30)</p>	<p>13 (17)</p>	<p>16</p>	<p>1 <達成手段の概要> ・政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等について調査・集計・公表を行う。(H10年度～) ・地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るとともに、市町村別の温室効果ガス排出量の推計・公表を行うなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～) <達成手段の目標> ・政府実行計画 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 全地方公共団体において策定 ・地方公共団体実行計画(区域施策) 都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府実行計画 平成23年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,445,300t-CO2で平成13年度比27.7%削減 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 平成24年10月1日現在の策定状況は以下の通り。 都道府県:100% 政令市:100% 中核市:100% 特例市:100%、特例市未満:76.8% ・地方公共団体実行計画(区域施策) 平成24年10月1日現在の策定状況は以下の通り。 都道府県:78.7% 政令市:75.0% 中核市:87.8% 特例市:82.5%</p>	<p>001</p>
<p>温室効果ガス排出量・吸収量管理体制整備費 (2) (※「達成手段の概要」参照)</p>	<p>287 (276)</p>	<p>335 (312)</p>	<p>299</p>	<p>1 <達成手段の概要> ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～) ・温室効果ガス排出量(速報値)の公表(H16年度～) ・温室効果ガス排出・吸収量情報管理システムの構築・運用(H19年度～) ・京都議定書目標達成計画の進捗状況評価(H20年度～) <達成手段の目標> ・ <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p>	<p>002</p>
<p>低炭素社会国際研究ネットワーク (3) 事業 (平成21年度)</p>	<p>93 (76)</p>	<p>89 (75)</p>	<p>87</p>	<p>2 <達成手段の概要> 本事業では、低炭素社会国際研究ネットワーク(以下LCS-RNet)事務局の運営を行い、加盟研究機関が参加する年次会合の開催や、研究者と政策決定者・行政官による政策対話、研究成果を取りまとめた報告書の発行やインターネットによる情報発信、加盟国以外の途上国における能力開発を行う。また、アジアにおいて途上国をも含めた地域内研究協力の促進を行うため、LCS-RNetのアジア版である低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)の活動により、地域における低炭素社会の構築を推進する。 <達成手段の目標> 各国の研究者・行政官の能力開発のためのワークショップの開催、各種の政策提言・レポートの作成・公表、インターネットを通じた情報発信や、気候変動枠組条約COP19、ASEAN+3環境大臣会合等の国際会議のサイドイベント等での成果の発信により、各国の低炭素社会構築に向けた取組の基盤整備を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ネットワークを強化し、各国との情報共有や低炭素社会に関する研究者同士の対話、研究者と政策決定者の対話を促進することで低炭素社会の構築を推進する。</p>	<p>004</p>

<p>気候変動影響評価・適応推進事業等 (5) (平成16年度) 【関連:24-41】</p>	-	-	-	<p>3 <達成手段の概要> ・気候変動影響評価及び適応策推進支援 我が国における温暖化の状況とその影響及び今後の予測について評価するとともに、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な適応に係る取組を取りまとめた「適応計画」を策定・実施し、また、地方自治体の適応計画の策定・実施を支援する。 ・アジア太平洋地域における気候変動への適応の推進を目的とした国際ネットワークである「アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)」の活動をとおり、同地域における適応に係る情報・知識の共有を通じた途上国の支援を行い、日本の技術を途上国における適応に活用する。 ・IPCC報告書作成支援 各種IPCC報告書の執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等へ我が国の専門家を派遣し、各分野における我が国の科学的知見をインプットする等、IPCCの各種報告書作成への貢献等を行う。 <達成手段の目標> ・気候変動影響評価の実施 ・国内のIPCC報告書執筆者、査読者の支援 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・気候変動影響評価等小委員会を設置し、既存の研究による気候変動予測や影響評価等を活用し、気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価を実施することで、適応計画の策定の基盤となる科学的知見が整理され、平成27年夏を目途とした適応計画策定が円滑となること期待できる。 ・アジア太平洋の気候変動に脆弱な地域への気候変動の影響評価を行うとともに、フォーラムの開催やインターネット上での情報共有、また我が国の適応技術をアジア太平洋の途上国が利用するための情報共有のデータベースの構築・公表をとおり、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は世界各国の国際、国内気候変動政策の基礎となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベースの参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。</p>	005
<p>2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討経費 (平成24年度) (6)</p>	-	57 (49)	49	<p>1 <達成手段の概要> 環境・防災・エネルギー安全保障を鼎立させる国内技術を活かした再生可能エネルギー等分散型エネルギーの戦略的な普及を推進し、長期的にどの程度まで野心的な導入が可能かについての定量的な検証を行う。その検証結果を踏まえ、再生可能エネルギーの野心的かつ実現可能な普及目標を設定する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギー等分散型エネルギーの野心的かつ実現可能で中期的な普及目標を設定することにより、再生可能エネルギー等分散型エネルギーの普及を強力に推進するとともに、設定の成果を踏まえ、2050年まで及びそれ以降の長期的な温室効果ガス排出量目標の検討に活用することが期待できる。 <達成手段の目標> 2050年に再生可能エネルギーを基幹エネルギーとするシナリオの実現可能性の検証、再生可能エネルギー普及によるグリーン成長の道筋のとり</p>	003